

南足柄市及び足柄上郡(中井町、大井町、松田町、開成町、山北町)における建築基準法による高さ制限等について

令和7年4月1日現在

用途地域等 項目		都市計画内 ※1 ※2														都市計画区域外 ※3	
		第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地	商業地	準工業地	工業地	工業専用地域	用途地域の指定のない区域(非線引き)	市街化調整区域		
南足柄市及び足柄上郡	絶対高さ制限 (m)	10m														10m	
	最低敷地面積 (㎡)																
	外壁の後退距離 (m)																
	道路斜線	適用距離	20m														20m
		勾配	1.25勾配							1.5勾配				1.25勾配			1.5勾配
	隣地斜線	立ち上がり			20m					31m				20m			
		勾配			1.25勾配					2.5勾配				1.25勾配			
	北側斜線	立ち上がり	5m														
		勾配	1.25														
	日影による制限	対象建築物	軒の高さ>7m 又は地上階≧3		建築物の高さ>10m						建築物の高さ>10m			建築物の高さ>10m			建築物の高さ>10m
平均地盤面からの高さ (m)		1.5m		4m						4m			4m			4m	
日影規制時間 (時間)		(一) 3時間・2時間		(二) 4時間・2.5時間		(二) 5時間・3時間				(二) 5時間・3時間			□(二) 4時間・2.5時間			4時間・2.5時間	

※ 県所管区域全域を、盛土規制法に基づく規制区域(宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域)に指定しています。

なお、松田町、山北町の一部については、特定盛土等規制区域がありますが、他の区域は、宅地造成等工事規制区域となります。

※1 高度地区は、全域ありません。(高度利用地区については、南足柄市大雄山駅前が指定されています。)

※2 地区計画・建築協定の区域、景観法に基づく届出・規制については各市町にお問い合わせ下さい。

※3 都市計画区域外の区域は松田町と山北町の一部にあり、神奈川県建築基準条例による基準が適用されます。

なお、自然公園法等特別地域については適用されません。

